

# 骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を 失ったお子さまの再接種費用助成制度について



骨髄移植手術等の医療行為により、それ以前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、再度予防接種を受ける場合の費用を助成します。

## 1 助成の対象

### (1) 対象となる方

再接種を受ける日において20歳未満であり、①、②のいずれにも該当する方

- ① 京都市内に住所を有する方
- ② 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため、再接種の必要があると医師に判断されている方

### (2) 助成の対象となる予防接種

予防接種法で定期予防接種に位置付けられている子どもの予防接種のうち、過去に定期接種として接種済みの予防接種。

### ※重要※

骨髄移植等の医療行為を受ける以前に、定期予防接種として接種をしていない予防接種については、本制度の助成の対象とはなりません。

## 2 窓口負担

(1) 協力医療機関で接種する場合：無料（窓口での負担はありません）

(2) 協力医療機関以外で接種する場合：一旦窓口で料金を御負担いただき、後日全額又は一部をお返し。

接種後に申請を行っていただき、予防接種に要した費用又は京都市が協力医療機関と締結している接種委託料のいずれか少ない額を上限として助成します。

※ 上限額を超えた費用については、自己負担となります。

## 3 申請～接種までの流れ

### (1) 助成金の交付申請（共通）

① 京都市情報館で公開している、「助成金交付申請書」（第1号様式）、「主治医の意見書」（第2号様式）に必要事項を記入したうえで、「主治医の意見書」については主治医に記入をお願いしてください。

② 「助成金交付申請書」（第1号様式）、「主治医の意見書」（第2号様式）に、「過去の予防接種記録がわかる書類のコピー」（母子健康手帳の予防接種の記録欄等）を添付し、医療衛生企画課へ提出してください。

③ 医療衛生企画課で受理後、概ね2週間で交付予定額の決定通知又は不認定の通知をお送りします。



## (2) 接種

### <協力医療機関で接種する場合>

- ① 交付予定額の決定通知と併せて以下の3つの書類を郵送します。
  - ア) 接種券兼代理受領委任状(第6号様式)(接種回数分)
  - イ) 各予防接種の予診票(接種回数分)
  - ウ) 主治医の意見書のコピー
- ② 医療機関に上記ア、イ、ウの書類を持参し、再接種を受けてください。  
この際、接種に係る費用は無料となります。
- ③ ア) 接種券兼代理受領委任状に、住所、保護者氏名を記入し、医療機関へ提出してください。  
(委任を受けた医療機関が、申請者に代わり、接種費用を京都市に請求します。)
- ④ 医療機関からの請求の後、京都市が医療機関に支払う金額の決定通知を申請者へ郵送します。  
(決定通知については受領後、確認をお願いします。提出は不要です。)

### <協力医療機関以外で接種する場合>

- ① 交付の決定通知には、併せて以下の書類を同封します。
  - ア) 予防接種実施報告書(第7号様式)、イ) 助成金請求書(第8号様式)
  - ウ) 各予防接種の予診票(接種回数分)、エ) 主治医の意見書のコピー
- ② 医療機関で接種した後、以下の必要書類を医療衛生企画課まで提出してください。

#### 【必要書類】

- a. 予防接種実施報告書(第7号様式)
- b. 母子健康手帳の予防接種記録ページの写し又は接種済証の写し
- c. 医療機関等が発行する領収書及び明細書の原本
- d. 助成金の振込を希望する受取口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人(カナ)が記載されているページの写し)
- e. 助成金請求書(第8号様式)(請求日及び請求額は空欄で)

**【お願い】 交付申請書、実施報告書、請求書の氏名、口座名義はすべて統一してください。**

例：申請者がお母さんであれば、口座名義人はお母さんになります。

- ③ 助成金の振込み  
京都市での申請受付後、概ね2~3か月以内に助成金の交付又は不交付の決定を通知し、交付を決定した場合は指定の口座に助成金を振り込みます。

#### 【申請期限】

必要な予防接種が終わりましたら、速やかに必要書類を提出してください  
(提出期限は、接種日の属する年度の3月31日までです。)

#### 【送付先・お問合せ先】

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 予防接種第二担当  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎4階  
(TEL 075-222-4421)